

ニュース

しぐなるあいず

NPO 法人成年後見センター

しぐなるあいず

代表 早木紀基

事務局 松戸市河原塚 165-40

電話・ファックス 047-391-1244

第10号 平成20年8月11日

船橋市手をつなぐ育成会 赤津保子

船橋市手をつなぐ育成会では成年後見制度を学ぶ会として「権利擁護委員会」を立ち上げたものの、具体的に進展せずに5年の月日が流れてしまいました。

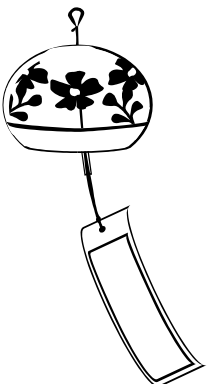
松戸で“しぐなるあいず”がNPO法人格を取得して、すでに後見業務を開始されているのとは大きな差が生じてしまいました。原因は一つではありませんが、しっかりした基盤や資金源がなく、将来性を不安視する育成会会員の気持ちに押された形です。育成会で取り組むからには、会員の大半の同意が必要だと私は思っていましたから。言い方はともかく、育成会での組織作りは残念ながら断念したということです。でも、成年後見の組織作りは形を変え、進んでいきそうです。

その間、成年後見制度を学ぶため、何名かの講師の方に講演をお願いしました。がじゅまるの朝比奈ミカさんのお話は支援の輪を作っておくこと、障害本人の人としての権利を守ることの大切さなど示唆に富んだものでした。また、千葉市手をつなぐ育成会の久保田美也子さんは息子さんを1人のおとなとして接していることを話してくださいました。貯金して将来に備えていることやそのお金の正しい使い方としてお孫さん（息子さんにとっては甥や姪）に息子さんからお年玉を手渡す場面を設定すること、などです。

そして、お2人とも口を揃えて「親あるうちにできることは将来への思いとともに本人の成育暦や特徴など、記録をつけておくこと。それは親なきあとを誰に託すにしても支援の手がかりになるはず。」とおっしゃったのです。私たち委員会ではそのことを議論しましたが、内容となると難しく一日伸ばしになりそうな気配も漂いました。

そんなある日、委員の1人が分厚い原稿の束を手に、出席されたのです。充実した中身に驚きましたが、すぐに意見がまとまり、あっという間に製本、配布まで進んでしまいました。組織作りの議論には何年もかかったのに、です。佐藤彰一弁護士さんの「これは素晴らしい。成年後見の手続きにも大いに有効です。」という言葉が追い風になりました。

それが「親なきあと、子（知的障害者）を守る親心の記録」です。細やかな、温かい気持ちを持たないと書くことはできません。昔の出来事に反省を迫られたり、可愛かった幼い日を思い出し、手が止まることもあります。難しくいろいろな資料を引っ張り出しながら記入していて「あ！この書類、更新の時期だわ。」などと気づかされます。最後のほうには思い出



の写真を貼るページも。私は息子が6歳頃、弟と自転車に乗ろうとしている写真を貼り、友人に見せました。親ばかですね。

あらためて、「親なきあとは親あるうちに。」「成年後見、いそがなくてもいいけど、準備はすぐに。」を思い知らされる事がありました。突然、親御さんが亡くなり、その日から社会福祉法人さざんか会や行政の支援が必要になった方がいらっしゃいました。心の平穏や日常の落ち着いた暮らしに戻るまで、数ヶ月を要しました。

私もまだ書ききれていない「親心の記録」、続きを再開しようと思います。



「市民後見人制度」を知るための春季イベント大好評の中に終る

当 NPO 法人は、平成 20 年度松戸市協働事業として「市民後見人養成事業」に取り組み、春季事業として、市民後見人制度実践の先駆者である大阪市立大学大学院の岩間伸之先生をお招きし、「権利擁護の理念と市民後見人の可能性」をテーマとして、6月20日市民劇場にて制度理解のための講演会を開催しましたが、松戸市内外から 200 名の参加があり、内容も実践体験を通じた理解しやすい話で、大変有意義な講演会となりました。参加者の方に厚く御礼申し上げます。

また、7月19日には前記講演会出席者を主体とした 40 名の方の参加を得て、ゆうまつど研修室において、成年後見制度の本質を理解するための初期研修講座（基礎的な 8 科目）を、県内で福祉活動に尽力中の 8 人の講師によるリレー講義で約 7 時間、参加者の方には長時間に亘り、熱心にご清聴いただき、誠に有難うございました。

初期研修講座に参加戴いた方には、次年度以降引き続き、より実践性と専門性の高い勉強会や情報交換の場などを設けて行きたいと考えていますので、宜しく願いいたします。

松戸市協働事業 第 2 回市民後見人養成講演会

テーマ： 成年後見制度の普及と市民後見人による
新たな地域助け合いシステムの創造

講師： 新井 誠氏 筑波大学法科大学院 教授
日本成年後見法学会 理事長

日時： 平成 20 年 10 月 12 日（日） 13:30 ～ 15:30

場所： 松戸市民劇場 ホール

申込： ファックスまたは、メールにて 10 月 5 日（日）〆切

ファックス番号 047-391-1244

メールアドレス y-i-z-m@muse.ocn.ne.jp